

令和 8 年 6 月 日

（名称）小野市地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小野市には、公共交通として、鉄道（ＪＲ、神戸電鉄、北条鉄道）、路線バス、コミュニティバスが運行している。これらの公共交通機関は、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段として利用されている。しかし、少子高齢化の進展や自動車の普及などによる利用者の減少により、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。今後もさらに高齢化が進むと予想されている中で、活気があり、安心して生活できるまちづくりのためには、地域公共交通の必要性が一層高まってくることとなる。

ついては、それぞれの公共交通機関が連携し、公共交通ネットワークを構築することで、利便性が高く、効率的で効果的な公共交通システムを構築することを目指す。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**（１）事業の目標**

小野市内を運行するコミュニティバスの目標を次のとおりとする。

なお、(2)は幹線系統（路線バス）の実績値を含む市内バス路線における目標値とする。

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| (1) 年間利用者数 | 211,182人以上 | （令和12年度） |
| (2) 公的資金投入額 | 150,506千円/年 | （令和12年度） |
| (3) 収 支 率 | 5.6% | （令和12年度） |

（２）事業の効果

交通空白地域と市内中心市街地及び主要施設を結ぶ運行をコミュニティバスが担うことにより、交通空白地域の住民等の交通手段を確保するとともに、市街地における活性化や新たなコミュニティ活動の醸成を図る。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- （１）実施事業：利用状況の精査と運行の再編成（小野市地域公共交通計画 P68、73 参照）

事業内容：らん♡らんバスの利用状況を精査し、必要に応じた増車、増便、ルート新設、ダイヤ改正等の検討を加えるとともに、運行車両規模の見直しによるルートの再編成により、きめ細かな運行の実現を図る。

実施主体：小野市

- （２）実施事業：総合時刻表の作成（小野市地域公共交通計画 P74 参照）

事業内容：らん♡らんバス（コミュニティバス）、デマンドバス、神姫バス、神戸電鉄、ＪＲ加古川線、北条鉄道についての総合時刻表を作成することによる市内公共交通機関の利便性の向上を図る。

実施主体：小野市地域公共交通会議

- （３）実施事業：ワーキンググループ会議開催（小野市地域公共交通計画 P74 参照）

事業内容：各自治会から選出されたワーキンググループ委員の方々と市内公共交通全般に関する協議を行うことにより、公共交通利用者の意向を反映した実効性の高い施策推進を図る。

実施主体：小野市地域公共交通会議

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付。

別 紙（地域内フィーダー系統）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
費用の負担者：神姫バス株式会社 なお、小野市から運行事業者へ支出する補助金については、運行経費（約 1.4 億円）から、運送収入及び国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
(1) 評価手法：利用実績（利用者数）による定量評価 測定方法：運行事業者が日単位で利用実績（利用者数）を計測 (2) 評価手法：利用実績（利用者数）及び支援実績（補助額）による定量評価 測定方法：フィーダー及び幹線系統のバス路線に対する公的資金投入額により測定 (3) 評価手法：利用実績（収支率）による定量評価 測定方法：運行事業者が 1 年度間に要した経費に対する運賃収入の割合を算出
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

別 紙（地域内フィーダー系統）

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

別紙（地域内フィーダー系統）

小野市地域公共交通会議開催状況

- ・平成21年 3月 4日 小野市地域公共交通会議設置要綱の制定等について
- ・平成21年12月 1日 小野市地域公共交通総合連携計画の策定について
- ・平成22年 2月22日 小野市地域公共交通総合連携計画案について
- ・平成23年 3月24日 平成22年度事業報告及び平成23年度事業計画について
- ・平成24年 1月18日 地域公共交通活性化再生総合事業に関する事後評価について
- ・平成24年 3月28日 市内路線バスのコミュニティバスへの運行移行について
- ・平成24年 8月20日 平成24年10月ダイヤ改正について
- ・平成25年 4月26日 平成24年度コミュニティバス運行実績について
- ・平成25年 6月25日 小野市地域公共交通総合連携計画案について
- ・平成25年 8月28日 平成25年10月1日ダイヤ改正について
- ・平成25年11月25日 平成26年1月6日ダイヤ改正について
- ・平成26年 8月19日 平成27年1月2日ダイヤ改正について
- ・平成27年 5月21日 小野市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成27年10月21日 平成28年1月2日ダイヤ改正について
- ・平成27年12月21日 小野市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成28年 6月17日 平成28年8月1日ダイヤ改正について
- ・平成29年 4月27日 平成29年度歳入歳出予算等について
- ・平成29年 7月 7日 平成29年9月1日ダイヤ改正について
- ・平成30年 5月15日 平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
平成30年7月1日ダイヤ改正について
平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 元年 5月22日 令和元年度歳入歳出予算について
令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 元年11月21日 「らん♡らんバス」への中型バス導入について
令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 等
- ・令和 2年 3月 2日 令和2年5月7日ダイヤ改正について
令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 等
- ・令和 2年 7月14日 令和2年度歳入歳出予算について
(書面開催) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 3年 4月 7日 「小野市地域公共交通計画(案)」に係るパブリックコメント
(書面開催) の実施について
- ・令和 3年 6月14日 令和3年度歳入歳出予算について
令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 4年 6月22日 令和4年度歳入歳出予算について
令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 5年 6月20日 令和5年度歳入歳出予算について
令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 6年 6月21日 令和6年度歳入歳出予算について
令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 6年12月18日 コミュニティバスの運行ルート等の変更について
(書面開催) 地域公共交通計画変更認定申請について
- ・令和 7年 6月18日 令和7年度歳入歳出予算について
令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 7年12月10日 「小野市地域公共交通計画(案)」に係るパブリックコメントの実施
について
コミュニティバスにおけるルート新設及びダイヤ改正について 等
- ・令和 8年 2月 4日 「小野市地域公共交通計画」の策定について
(書面開催)
- ・令和 8年 2月 4日 地域公共交通計画変更認定申請について
(書面開催)
- ・令和 8年 6月24日 令和8年度歳入歳出予算について
令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

19. 利用者等の意見の反映状況

- ①各自治会から選出されたワーキンググループ委員に対しコミュニティバスの意見聴取

別 紙（地域内フィーダー系統）

を行い事業計画に反映

- ・ 調査対象：各自治会から選出されたワーキンググループ委員（36 名）
- ・ 調査方法：ワーキンググループ会議開催による意見聴取
- ・ 調査期間：令和 7 年 11 月（全 5 回）
- ・ 反映状況：ワーキンググループ会議では、「らん♡らんバス（コミュニティバス）は将来に渡り必要な交通手段である」との意見がある一方で、「車両のダウンサイジング化や運賃の改定」について意見が出たため、本計画年度においては運行形態のありかたについて検討を加える。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県小野市中島町 531 番地

（所 属）小野市 総合政策部 交通政策グループ

（氏 名）船越 智史

（電 話）0794-63-1404

（e-mail）kotu@city.hyogo-ono.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

R10年度～計画期間最終年度については、R9年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
小野市	神姫バス(株)	(1) 北回り循環(時計回り)	小野市役所	黒川西	小野市役所	19.3 km 循環 km	363日	778回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(2) 北回り循環(反時計回り)	小野市役所	黒川西	小野市役所	19.3 km 循環 km	363日	1089回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(3) 北スクール1(往路)	北丘町	黒川西	電鉄小野駅	往 4.7km 復 -	259日	129.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(4) 北スクール2(復路)	新開地	坂下	小野商工会議所前	往 - 復 3.5km	259日	129.5回			路線定期運行	①、②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「小野商工会議所前」停留所と近接	③
		(5) 河合統合1(往路)	土井病院入口	電鉄小野駅	北播磨総合医療センター	往19.1km 復 -	155日	155回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(6) 河合統合2(復路)	西山町	電鉄小野駅	北播磨総合医療センター	往 - 復19.4km	155日	77.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(7) 河合統合3(復路)	西山町	エクラ	電鉄小野駅	往 - 復15.6km	155日	77.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(8) 河合統合4(往路)	近津神社前	特別支援学校	河合西駅前	往 4.8km 復 -	259日	129.5回			路線定期運行	②(2)	JR加古川線「河合西駅」と近接	③
		(9) 河合統合5(復路)	粟生駅前	特別支援学校	河合西駅前	往 - 復 6.1km	259日	129.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「粟生駅」と近接	③
		(10) 鴨池1(往復)	ゆびか	鴨池	北播磨総合医療センター	往21.3km 復21.3km	103日	103回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(11) 鴨池2(往路)	ゆびか	鴨池	エクラ	往 15.0km 復 -	103日	51.5回			路線定期運行	②(2)	JR加古川線「小野町駅」と近接	③
		(12) 鴨池3(復路)	鍛冶温泉前	鴨池	電鉄小野駅	往 - 復15.3km	103日	51.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(13) 鴨池4(往復)	鴨池	小野町駅東	北播磨総合医療センター	往15.4km 復16.0km	104日	104回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(14) 鴨池5(往路)	鴨池	小野町駅東	エクラ	往 9.1km 復 -	104日	52回			路線定期運行	②(2)	JR加古川線「小野町駅」と近接	③
		(15) 鴨池6(復路)	鴨池	小野町駅東	電鉄小野駅	往 - 復12.2km	104日	52回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(16) 山田・榎山1(往復)	ゆびか	榎山駅前	小野市役所	往21.8km 復21.8km	207日	310.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(17) 大開1(往復)	小野市役所	栄町日吉町	万勝寺新田	往18.4km 復18.4km	208日	312回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(18) 万勝寺1(往復)	下東条小学校	中山	北播磨総合医療センター	往20.8km 復20.2km	207日	207回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(19) 万勝寺2(往路)	下東条小学校	中山	エクラ	往14.9km 復 -	207日	103.5回			路線定期運行	①、②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「鹿野」停留所と近接	③
		(20) 万勝寺3(復路)	下東条小学校	中山	電鉄小野駅	往 - 復16.4km	207日	103.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(21) ひまわりタウン1(往復)	うぐいす台	電鉄小野駅	北播磨総合医療センター	往24.9km 復24.9km	104日	156回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(22) ひまわりタウン2(復路)	うぐいす台	エクラ	電鉄小野駅	往 - 復21.1km	104日	52回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(23) 中谷1(往復)	うぐいす台	高山町	北播磨総合医療センター	往22.8km 復22.8km	207日	310.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(24) 中谷2(往路)	うぐいす台	高山町	電鉄小野駅	往18.5km 復 -	311日	155.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(25) 中谷2(復路)	うぐいす台	高山町	電鉄小野駅	往 - 復19.0km	207日	103.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(26) 中谷3(往路)	ひまわりタウン	住吉町・小野市役所	電鉄小野駅	往11.9km 復 -	207日	103.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(27) 中谷4	エクラ	電鉄小野駅	うぐいす台	往15.2km 復 -	311日	155.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄粟生線「小野駅」と近接	③
		(28) 匠台1	榎山駅前	榊公園南	榎山駅前	10.2 km 循環 km	311日	3110回			路線定期運行	①、②(2)	神戸電鉄粟生線「榎山駅」と近接	③
		(29) 匠台2(復路)	榎山駅前	テクノプラザ前	匠台18番地前	往 - 復 6.5km	311日	155.5回			路線定期運行	①、②(2)	神戸電鉄粟生線「榎山駅」と近接	③

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

資料－7③

市区町村名	兵庫県小野市
-------	--------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	29,328
交通不便地域等	17,719

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
17,719	別紙の通り	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
小野市地域公共交通計画	令和8年2月20日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）